

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程

平成16年4月1日
規程第 56 号

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第22条第1項の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）に常時勤務する職員（国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学年俸制適用職員給与規程（平成27年規程第1号）の適用を受ける者を除く。）の給与について定める。
- 2 職員の給与に関しては、この規程に定める事項のほか、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他法令の定めるところによる。

(給与の種類)

- 第2条 職員の給与は、基本給、基本給の調整額及び諸手当からなるものとする。
- 2 諸手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、安全衛生管理手当、技術室管理手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支給日)

- 第3条 基本給は、その月の月額的全額を毎月17日に支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日に支給する。
- (1) 17日が日曜日に当たるとき 15日
- (2) 17日が土曜日に当たるとき 16日
- (3) 17日が休日である月曜日にあたるとき 18日
- 2 基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、安全衛生管理手当及び技術室管理手当は、基本給の支給日に支給する。ただし、基本給の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等の理由により、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 3 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び管理職員特別勤務手当は、一の月における勤務実績に基づき、当該手当額を翌月の基本給の支給日に支給する。
- 4 職員が国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成16年規程第57号。以下「勤務時間規程」という。）第7条の2第1項の規定により指定された超勤代休時間に勤務した場合

において支給する当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当及び休日手当は、当該超勤代休時間が指定された日の属する月の翌月の基本給の支給日に支給する。

- 5 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、6月30日及び12月10日が日曜日に当たるときはそれぞれ6月28日及び12月8日に、土曜日に当たるときはそれぞれ6月29日及び12月9日に支給する。

(給与の支払い及び控除)

第4条 給与は、職員に直接、その全額を通貨で支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。

- (1) 源泉所得税

- (2) 住民税

- (3) 国家公務員共済組合掛金

- (4) 雇用保険料

- (5) 労基法第24条第1項ただし書の規定に基づく労使協定により、給与からの控除が認められたもの

- 3 第1項の規定にかかわらず、個々に職員の同意を得た場合には、給与をその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより支給する。

第2章 基本給及び基本給の調整額

(基本給の支給)

第5条 基本給は、次条の基本給表に定める級及び号俸に基づき、これを支給する。

- 2 この章に規定するもののほか、基本給の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(基本給表の種類)

第6条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各基本給表の適用範囲は、それぞれ当該基本給表に定めるところによる。

- (1) 教育職基本給表(別表第1)

- (2) 一般職基本給表(別表第2)

- (3) 医療職基本給表(別表第3)

- (4) 指定職基本給表(別表第4)

- (5) 専門業務職基本給表(別表第5)

- 2 職員(指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。)の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するもの

とし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。

(新たに職員となった者等の基本給)

第7条 新たに職員となった者の基本給（以下「初任給」という。）は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等を考慮して、別に定める基準によりその級及び号俸を決定する。

2 基本給表を異にする職又は初任給の基準を異にする職に異動した職員の基本給は、その職務に応じて級及び号俸を決定する。

(昇格)

第8条 就業規則第10条の規定に基づき昇任した職員については、昇任後の職務に応じた上位の級に昇格させることができる。

2 勤務成績が良好であり、かつ、職務遂行能力が特に優れていると認められる職員については、その職員が従事する職務に応じた1級上位の級に昇格させることができる。

(昇給)

第9条 職員（55歳を超える職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、次条に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあつては、3号俸）とすることを標準として、別に定める基準に従い決定するものとする。

2 55歳を超える職員の昇給は、次条に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

3 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

4 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、昇給に関し必要な事項については、別に定める。

(昇給の時期)

第10条 前条の規定による昇給は、1月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

(降格及び降給)

第11条 就業規則第19条の規定に基づき降任した職員については、降任後の職務に応じた下位の級に降格し、又は下位の号俸に降給させることができ

る。

(基本給の調整額)

- 第12条 職務の複雑、困難、若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職員と比べて著しく特殊な職員に対し、その特殊性に基づき、基本給の調整を行うことができる。
- 2 前項の規定による基本給の調整を行う職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学院研究科の博士後期課程を担当する教員のうち、主指導教員として4名以上の学生に対する研究指導に従事する者
 - (2) 大学院研究科の博士課程を担当する教員（前号及び次号に掲げる者を除く。）
 - (3) 大学院研究科の博士課程を担当する助教又は大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教
- 3 基本給の調整額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員
当該職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて別表第6に定める調整基本額（以下単に「調整基本額」という。）に3を乗じて得た額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員
調整基本額に2を乗じて得た額
 - (3) 前項第3号に掲げる職員
調整基本額
- 4 前各項に規定するもののほか、基本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 諸手当

(管理職手当)

- 第13条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち本学が定める者（以下「管理職員」という。）に対して支給する。
- 2 管理職手当の月額、当該職員に適用される基本給表の別並びに当該職員の属する職務の級及び職責区分に応じ、別表第7の管理職手当額欄に定める額（以下この項において「月額」という。）とする。ただし、当該職員が同表に掲げる職責区分を複数兼ねる場合の月額は、その額が最も高い職責区分（月額が最も高い職責区分の職務を複数兼ねる場合はいずれか一つに限る。）に応じた額を支給する。
- 3 前各項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(初任給調整手当)

- 第14条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用され又は当該職に異動した職員(教育職基本給表の適用を受ける職員であつて、医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。)に対しては、別表第8に掲げる額を採用又は異動(以下「採用等」という。)の日から35年以内の期間、初任給調整手当として支給する。
- 2 前項の手当の額は、採用等の日から1年を経過するごとにその額を減じるものとし、その月額は採用等の日以後の期間の区分に応じ、別表第8に掲げる額とする。
 - 3 前各項に掲げるもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

- 第15条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるものに対しては、支給しない。
- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
 - 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものにあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。
 - 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
 - 5 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(地域手当)

第16条 地域手当は、奈良県生駒市に所在する本学の施設に勤務する職員に対して支給する。

- 2 地域手当の月額、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の6を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本学に在籍したまま、他の勤務地において勤務する職員に対しても地域手当を支給することができる。この場合における当該地域手当の月額については、別に定める。
- 4 前各項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項については、別に定める。

(広域異動手当)

第16条の2 広域異動手当は、国又は他の国立大学法人等の職員が引き続き本学の職員となった場合において、当該異動につき別で定めるところにより算定した勤務地間の距離（異動の日の前日における勤務地と当該異動の直後の勤務地との間の距離をいう。）が300キロメートル以上であり、かつ住居と勤務地との間の距離（異動の直前の住居と当該異動の直後における勤務地との間の距離をいう。）が60キロメートル以上であるとき、当該異動の日から3年を経過する日までの間、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の10を乗じて得た月額を当該職員に対して支給する。ただし、当該異動に当たり一定の期間内に当該異動の日の前日における勤務地への異動が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 3 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国立大学法人、独立行政法人及び国の機関等から有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他本学が定める職員を除く。）
- (2) 第19条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国立大学法人、独立行政法人及び国の機関等から貸与された

有料宿舎その他本学が定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている者又はこれらの者との権衡上必要があると認められるものとして本学が定める者

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超え月額61,000円未満の家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額

ハ 月額61,000円以上の家賃を支払っている職員 28,000円

(2) 前項第2号に掲げる職員

前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前各項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第18条 通勤手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で本学が定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる

額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

通勤手当の支給の単位となる期間（以下「支給単位期間」という。）につき、本学が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間（その者が二以上の交通機関を利用する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、最も長い支給単位期間）の月数を乗じて得た額とする。

(2) 前項第2号に掲げる職員

支給単位期間につき、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員

- 運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円にその者の通勤手当額の算定にかかる最も長い支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に掲げる額に満たないときは前号に掲げる額とする。
- 3 前項の支給単位期間は、交通機関を使用する場合にあっては、当該交通機関が発行する定期券の最も長い通用期間等を考慮して6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として本学が定める期間とし、自動車等を使用する場合にあっては1箇月とする。
 - 4 第3条第2項の規程にかかわらず、支給単位期間が1箇月を超える通勤手当は、当該支給単位期間（本学が定める場合にあっては、本学が定める期間）にかかる最初の月の基本給の支給日に支給する。
 - 5 通勤手当を支給される職員（1箇月を超える支給単位期間につき通勤手当を支給される者に限る。）について退職その他の事由が生じた場合は、当該事由が生じた後の期間を考慮して別に定める基準により算定する額を返納させるものとする。
 - 6 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

- 第19条 単身赴任手当は、勤務地を異にする異動又は国若しくは他の国立大学法人等から引き続く採用（以下「異動等」という。）に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他本学が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して本学の定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から当該異動後の勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して本学が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（本学が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が本学の定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて本学の定める額を加算した額）とする。
 - 3 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

- 第20条 著しく危険、又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を基本給で考慮することが適当でない

と認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、手当額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(安全衛生管理手当)

第20条の2 安全衛生管理手当は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学安全衛生管理規則（平成16年規則第1号）第9条第1項に定める産業医（以下「産業医」という。）として業務を行う職員及び同規則第12条第2項に基づき学長により衛生管理者に選任され同条第3項に定める業務を行う職員（以下「衛生管理者」という。）に対して支給する。

- 2 安全衛生管理手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 産業医 10,000円
 - (2) 衛生管理者 3,000円
- 3 前2項に規定するもののほか、安全衛生管理手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(技術室管理手当)

第20条の3 技術室管理手当は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学技術室規程（令和5年規程第2号）第5条第1項第1号に定める技術室長（以下「技術室長」という。）及び同項第2号に定める技術区長（以下「技術区長」という。）として業務を行う職員（管理職員を除く。）に対して支給する。

- 2 技術室管理手当の月額（以下この項において「月額」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。ただし、当該職員が当該各号に掲げる職員の区分を複数兼ねる場合の月額は、その額が最も高い職員の区分に応じた額を支給する。
 - (1) 技術室長 30,000円
 - (2) 技術区長 20,000円
- 3 前2項に規定するもののほか、技術室管理手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第21条 所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員（管理職員を除く。）には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間あたりの給与額に、100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間に行われた場合は、100分の150）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 2 所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた時間及び次条に定める休日において勤務することを命ぜられた時間（勤務時間規程第4条の規定に基

づく休日における勤務のうち別に定めるものを除く。)が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項及び次条第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間に行われた場合は、100分の175)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 3 勤務時間規程第7条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第26条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間に行われた場合は、100分の175)から第1項に規定する100分の125又は次条第1項に規定する100分の135(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間に行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(休日手当)

第22条 勤務時間規程第4条に定める休日において、勤務することを命ぜられた職員(管理職員を除く。)には、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間に行われた場合は、100分の160)を乗じて得た額を休日手当として支給する。

- 2 前条第2項の規定は、休日手当について、これを準用する。

(夜勤手当)

第22条の2 勤務時間規程第7条の3に基づき午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という。)に勤務することを命じられた職員(管理職員を除く。)には、当該勤務を命じられた勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間あたりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。ただし、前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当を支給される場合を除く。

(管理職員特別勤務手当)

第22条の3 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規程第4条に定める休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時的又は緊急の必要により勤務時間規程第4条に定める休日以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当

を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき別表第9に掲げる額とする。

(期末手当)

第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（就業規則第12条第1項の規定に基づき休職にされた職員のうち給与の支給を受けていないものその他本学が定めるものを除く。）に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

- 2 前項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第24条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（就業規則第12条第1項の規定に基づき休職にされた職員のうち給与の支給を受けていないものその他本学が定めるものを除く。）に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

- 2 前項に規定するもののほか勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 給与の計算等

(日割計算)

第25条 月の中途において、職員となった者、昇格等により基本給の額に変動が生じた者及び退職し、又は解雇された者の基本給は、日割り計算に基づき支給する。

- 2 前項の日割り計算は、当該給与期間の総日数から勤務時間規程第4条に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として行う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、職員が死亡したときは、その末日まで勤務したものとして、基本給を支給する。
- 4 前3項の規定は、基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当及び広域異動手当の支給について準用する。

(勤務1時間あたりの給与額の算出)

第26条 第21条、第22条、第22条の2及び第28条に規定する勤務1時間あたりの給与額は、基本給、基本給の調整額及びこれらの給与に対する地域手当の月額、広域異動手当の月額、管理職手当並びに初任給調整手当の月額の合計額を1箇月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定による勤務1時間あたりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第27条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与の減額)

第28条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第14条に定める休暇によるときその他勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第26条に規定する勤務1時間あたりの給与額を減額して給与を支給する。

(基本給の半減)

第29条 前条の規定にかかわらず、業務上又は通勤による場合を除き、職員が負傷若しくは疾病（以下「傷病」という。）の療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を越えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日については、基本給及び基本給の調整額の半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、基本給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

(休職者の給与)

第30条 業務上又は通勤による傷病の療養のため、就業規則第12条第1項第1号の規定に基づき休職にされた職員に対しては、給与の全額を休職の期間中支給する。

2 前項に規定する場合を除き、傷病の療養のため、就業規則第12条第1項第1号の規定に基づき休職にされた職員に対しては、基本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を1年間（結核性疾患にあつては2年間）支給することができる。

3 刑事事件に関して起訴されたため、就業規則第12条第1項第2号の規定に基づき休職にされた職員に対しては、基本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 生死不明又は行方不明となったため、就業規則第12条第1項第3号の規定に基づき休職にされた職員に対しては、基本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70（業務上及び通勤による生死不明又は行方不明のときは100分の100）以内を休職の期間中支給することができる。

5 学術上の調査又は研究のため、就業規則第12条第1項第4号の規定に基

づき休職にされた職員に対しては、基本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を休職の期間中支給することができる。

- 6 前各項に定める場合のほか、就業規則第12条第1項第5号の規定に基づき休職にされた職員に対しては、当該期間中、給与を支給しない。

(育児休業及び介護休業期間中の給与)

第31条 育児休業及び介護休業を取得した職員に対しては、別に定める場合を除き、当該期間中、給与を支給しない。

(自己啓発等休業期間中の給与)

第32条 自己啓発等休業を取得した職員に対しては、当該期間中、給与を支給しない。

(配偶者同行休業期間中の給与)

第33条 配偶者同行休業を取得した職員に対しては、当該期間中、給与を支給しない。

(指定職基本給表の適用を受ける職員についての適用除外)

第34条 第12条から第15条まで、第17条、第20条から第22条の2までの規定は、指定職基本給表の適用を受ける職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(調整手当の異動保障廃止に伴う経過措置)
- 2 この規程の施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第11条の7の規定に基づく調整手当が支給されていた者については、施行日以降においても給与法第11条の7の規定の例により、調整手当を支給する。
(地域手当の異動保障廃止に伴う交流職員に係る特例措置)
- 3 施行日以降において、人事交流等により、国、独立行政法人及び国立大学法人を退職し、引き続き本学に採用された職員のうち、給与法第11条の3の規定に基づく地域手当又はこれに準ずる手当を支給されていた者については、当分の間、当該採用を給与法第11条の7各項に定める異動等とみなして同条の規定の例により、地域手当を支給する。
(単身赴任手当の支給要件の変更に伴う経過措置)
- 4 施行日の前日において、給与法第12条の2の規定に基づく単身赴任手当の認定を受けていた職員については、平成20年3月31日まで給与法第1

2条の2の規定の例により単身赴任手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合にあってはこの限りでない。

(単身赴任手当受給者の配偶者に係る住居手当の支給要件の変更に伴う経過措置)

5 施行日の前日において、前項に規定する単身赴任手当を支給される職員が、給与法第11条の9第1項第3号の規定に基づく配偶者にかかる住居手当の認定を受けていた場合にあっては、平成20年3月31日まで給与法第11条の9の規定の例により住居手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合にあってはこの限りでない。

6 削除

7 削除

8 削除

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

9 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第23条、第30条及び附則第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される基本給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の基本給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(附則第6項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年4月1日施行)附則第9項の規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で雇用の事情を考慮して学長が定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2つ以上あるときは、当該日のうち学長が定める日)において減額改定対象職員が受けるべき基本給、基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(第19条第2項に規定する本学の定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、基本給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他学長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して学長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

基本給表	職務の級	号俸
教育職基本給表	1級	1号俸から88号俸まで

	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から52号俸まで
	4級	1号俸から40号俸まで
	5級	1号俸から12号俸まで
一般職基本給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
医療職基本給表	1級	1号俸から96号俸まで
	2級	1号俸から80号俸まで
	3級	1号俸から56号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から28号俸まで
	6級	1号俸から8号俸まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

10 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第6項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年12月1日から施行し、改正後の第19条並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成17年4月1日から適用する。

(職務の級における最高の号俸を超える基本給月額等の切替等)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、給与規程第6条別表第1から別表第4までの基本給表に定める職務の級における最高の号俸を超える基本給月額を受けていた職員の、施行日における基本給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替)

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属

していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号俸の切替）

3 切替日の前日において改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）別表第1から別表第3までの基本給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び第6項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（別に定める職員にあっては別に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

4 第2項後段の規定により新級を決定される職員（第6項に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

5 切替日の前日において旧規程指定職基本給表の適用を受けていた職員の新号俸は、旧号俸に対応する附則別表第4の新号俸欄に定める号俸とする。

（職務の級における最高の号俸を超える基本給月額等の切替）

6 切替日の前日において旧規程別表第1から別表第3までの基本給表に定める職務の級における最高の号俸を超える基本給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は基本給月額は、別に定める。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

7 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

8 第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は基本給月額は、旧規程及びこれに基づく別の定めに従って定められたものでなければならない。

（基本給の切替に伴う経過措置）

9 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額（国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年12月1日施行。以下この項において「平成21年改正規程」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、

その差額に相当する額（国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（平成16年規程第56号。以下「給与規程」という。）附則第6項の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を基本給として支給する。

- (1) 平成21年12月1日に次の基本給表の適用を受ける職員で、それぞれの職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの以外の職員（次号に掲げる職員を除く。）100分の99.1

基本給表	職務の級	号俸
教育職基本給表	1級	1号俸から48号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで
一般職基本給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
医療職基本給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

- (2) 指定職基本給表の適用を受ける職員 100分の98.94

- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

10 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、基本給を支給する。

11 切替日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、基本給を支給する。

(平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

12 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第1項	4号俸	3号俸
--------	-----	-----

	3号俸	2号俸
第9条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
第16条	100分の6	100分の6を超えない範囲内で別に定める割合

附則別表第1（附則第2項関係）

職務の級の切替表

俸給表	旧級	新級
教育職基本級表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級 6級
一般職基本給表（一）	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級 10級
一般職基本給表（二）	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級
医療職基本給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級

	4級	4級
	5級	5級
	6級	6級
	7級	7級

附則別表第2（附則第3項 関係）

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表

イ 教育職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1
	12月以上	5	5	5	1
3	3月未満	5	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1
	12月以上	9	9	9	1
4	3月未満	9	9	9	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2
	6月以上9月未満	11	11	11	3
	9月以上12月未満	12	12	12	4
	12月以上	13	13	13	5
5	3月未満	13	13	13	5
	3月以上6月未満	14	14	14	6
	6月以上9月未満	15	15	15	7
	9月以上12月未満	16	16	16	8
	12月以上	17	17	17	9
6	3月未満	17	17	17	9
	3月以上6月未満	18	18	18	10

	6 月以上 9 月未滿	19	19	19	11
	9 月以上 1 2 月未滿	20	20	20	12
	1 2 月以上	21	21	21	13
7	3 月未滿	21	21	21	13
	3 月以上 6 月未滿	22	22	22	14
	6 月以上 9 月未滿	23	23	23	15
	9 月以上 1 2 月未滿	24	24	24	16
	1 2 月以上	25	25	25	17
8	3 月未滿	25	25	25	17
	3 月以上 6 月未滿	26	26	26	18
	6 月以上 9 月未滿	27	27	27	19
	9 月以上 1 2 月未滿	28	28	28	20
	1 2 月以上	29	29	29	21
9	3 月未滿	29	29	29	21
	3 月以上 6 月未滿	30	30	30	22
	6 月以上 9 月未滿	31	31	31	23
	9 月以上 1 2 月未滿	32	32	32	24
	1 2 月以上	33	33	33	25
1 0	3 月未滿	33	33	33	25
	3 月以上 6 月未滿	34	34	34	26
	6 月以上 9 月未滿	35	35	35	27
	9 月以上 1 2 月未滿	36	36	36	28
	1 2 月以上	37	37	37	29
1 1	3 月未滿	37	37	37	29
	3 月以上 6 月未滿	38	38	38	30
	6 月以上 9 月未滿	39	39	39	31
	9 月以上 1 2 月未滿	40	40	40	32
	1 2 月以上	41	41	41	33
1 2	3 月未滿	41	41	41	33
	3 月以上 6 月未滿	42	42	42	34
	6 月以上 9 月未滿	43	43	43	35
	9 月以上 1 2 月未滿	44	44	44	36
	1 2 月以上	45	45	45	37
1 3	3 月未滿	45	45	45	37
	3 月以上 6 月未滿	46	46	46	38
	6 月以上 9 月未滿	47	47	47	39
	9 月以上 1 2 月未滿	48	48	48	40
	1 2 月以上	49	49	49	41
1 4	3 月未滿	49	49	49	41

	3月以上6月未滿	50	50	50	42
	6月以上9月未滿	51	51	51	43
	9月以上12月未滿	52	52	52	44
	12月以上	53	53	53	45
15	3月未滿	53	53	53	45
	3月以上6月未滿	54	54	54	46
	6月以上9月未滿	55	55	55	47
	9月以上12月未滿	56	56	56	48
	12月以上	57	57	57	49
16	3月未滿	57	57	57	49
	3月以上6月未滿	58	58	58	50
	6月以上9月未滿	59	59	59	51
	9月以上12月未滿	60	60	60	52
	12月以上	61	61	61	53
17	3月未滿	61	61	61	53
	3月以上6月未滿	62	62	62	54
	6月以上9月未滿	63	63	63	55
	9月以上12月未滿	64	64	64	56
	12月以上	65	65	65	57
18	3月未滿	65	65	65	57
	3月以上6月未滿	66	66	66	58
	6月以上9月未滿	67	67	67	59
	9月以上12月未滿	68	68	68	60
	12月以上	69	69	69	61
19	3月未滿	69	69	69	61
	3月以上6月未滿	70	70	70	62
	6月以上9月未滿	71	71	71	63
	9月以上12月未滿	72	72	72	64
	12月以上	73	73	73	65
20	3月未滿	73	73	73	65
	3月以上6月未滿	74	74	74	66
	6月以上9月未滿	75	75	75	67
	9月以上12月未滿	76	76	76	68
	12月以上	77	77	77	69
21	3月未滿	77	77	77	69
	3月以上6月未滿	78	78	78	70
	6月以上9月未滿	79	79	79	71
	9月以上12月未滿	80	80	80	72
	12月以上	81	81	81	73

2 2	3月未滿	81	81	81	73
	3月以上6月未滿	82	82	82	74
	6月以上9月未滿	83	83	83	75
	9月以上1 2月未滿	84	84	84	76
	1 2月以上	85	85	85	77
2 3	3月未滿	85	85	85	77
	3月以上6月未滿	86	86	86	78
	6月以上9月未滿	87	87	87	79
	9月以上1 2月未滿	88	88	88	80
	1 2月以上	89	89	89	81
2 4	3月未滿	89	89	89	81
	3月以上6月未滿	90	90	90	82
	6月以上9月未滿	91	91	91	83
	9月以上1 2月未滿	92	92	92	84
	1 2月以上	93	93	93	85
2 5	3月未滿	93	93	93	85
	3月以上6月未滿	94	94	94	86
	6月以上9月未滿	95	95	95	87
	9月以上1 2月未滿	96	96	96	88
	1 2月以上	97	97	97	89
2 6	3月未滿	97	97	97	89
	3月以上6月未滿	98	98	98	90
	6月以上9月未滿	99	99	99	91
	9月以上1 2月未滿	100	100	100	92
	1 2月以上	101	101	101	93
2 7	3月未滿	101	101	101	
	3月以上6月未滿	102	102	102	
	6月以上9月未滿	103	103	103	
	9月以上1 2月未滿	104	104	104	
	1 2月以上	105	105	105	
2 8	3月未滿	105	105	105	
	3月以上6月未滿	106	106	106	
	6月以上9月未滿	107	107	107	
	9月以上1 2月未滿	108	108	108	
	1 2月以上	109	109	109	
2 9	3月未滿	109	109		
	3月以上6月未滿	110	110		
	6月以上9月未滿	111	111		
	9月以上1 2月未滿	112	112		

	1 2 月以上	113	113		
3 0	3 月未滿	113	113		
	3 月以上 6 月未滿	114	114		
	6 月以上 9 月未滿	115	115		
	9 月以上 1 2 月未滿	116	116		
	1 2 月以上	117	117		
3 1	3 月未滿	117	117		
	3 月以上 6 月未滿	118	118		
	6 月以上 9 月未滿	119	119		
	9 月以上 1 2 月未滿	120	120		
	1 2 月以上	121	121		
3 2	3 月未滿	121	121		
	3 月以上 6 月未滿	122	122		
	6 月以上 9 月未滿	123	123		
	9 月以上 1 2 月未滿	124	124		
	1 2 月以上	125	125		
3 3	3 月未滿	125	125		
	3 月以上 6 月未滿	126	126		
	6 月以上 9 月未滿	127	127		
	9 月以上 1 2 月未滿	128	128		
	1 2 月以上	129	129		
3 4	3 月未滿	129	129		
	3 月以上 6 月未滿	130	130		
	6 月以上 9 月未滿	131	131		
	9 月以上 1 2 月未滿	132	132		
	1 2 月以上	133	133		
3 5	3 月未滿	133			
	3 月以上 6 月未滿	134			
	6 月以上 9 月未滿	135			
	9 月以上 1 2 月未滿	136			
	1 2 月以上	137			
3 6	3 月未滿	137			
	3 月以上 6 月未滿	138			
	6 月以上 9 月未滿	139			
	9 月以上 1 2 月未滿	140			
	1 2 月以上	141			
3 7	3 月未滿	141			
	3 月以上 6 月未滿	142			
	6 月以上 9 月未滿	143			

	9月以上12月未満	144			
	12月以上	145			
38	3月未満	145			
	3月以上6月未満	146			
	6月以上9月未満	147			
	9月以上12月未満	148			
	12月以上	149			
外1	3月未満	149	133	109	93
	3月以上6月未満	150	134	110	94
	6月以上9月未満	151	135	111	95
	9月以上12月未満	152	136	112	96
	12月以上	153	137	113	97
外2	3月未満	153	137	113	97
	3月以上6月未満	154	138	114	98
	6月以上9月未満	155	139	115	99
	9月以上12月未満	156	140	116	100
	12月以上	157	141	117	101
外3	3月未満	157	141	117	101
	3月以上6月未満	157	141	117	101
	6月以上9月未満	157	141	117	101
	9月以上12月未満	157	141	117	101
	12月以上	157	141	117	101

ロ 一般職基本給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1			1	1	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1

	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18

	6 月以上 9 月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9 月以上 1 2 月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	1 2 月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
1 2	3 月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9 月以上 1 2 月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	1 2 月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
1 3	3 月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9 月以上 1 2 月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	1 2 月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
1 4	3 月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9 月以上 1 2 月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	1 2 月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
1 5	3 月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9 月以上 1 2 月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	1 2 月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
1 6	3 月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3 月以上 6 月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6 月以上 9 月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9 月以上 1 2 月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	1 2 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
1 7	3 月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3 月以上 6 月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6 月以上 9 月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9 月以上 1 2 月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	1 2 月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
1 8	3 月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3 月以上 6 月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6 月以上 9 月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9 月以上 1 2 月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	1 2 月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
1 9	3 月未滿		93	73	61	77	65	61	57		

	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上6月未滿			90	67	94	82				
	6月以上9月未滿			91	68	95	83				
	9月以上12月未滿			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未滿			93	69	97	85				
	3月以上6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未滿			97	73	101					
	3月以上6月未滿			98	73	102					
	6月以上9月未滿			99	74	103					
	9月以上12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未滿			101	75	105					
	3月以上6月未滿			102	75	106					
	6月以上9月未滿			103	76	107					
	9月以上12月未滿			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					

27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

ハ 一般職基本給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1

2	3月未滿	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未滿	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未滿	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未滿	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未滿	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未滿	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未滿	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未滿	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未滿	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未滿	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未滿	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未滿	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未滿	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未滿	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未滿	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未滿	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未滿	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未滿	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未滿	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未滿	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未滿	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未滿	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未滿	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未滿	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未滿	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未滿	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未滿	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未滿	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未滿	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未滿	32	32	28	40	20	16

	1 2 月以上	33	33	29	41	21	17
1 0	3 月未滿	33	33	29	41	21	17
	3 月以上 6 月未滿	34	34	30	42	22	18
	6 月以上 9 月未滿	35	35	31	43	23	19
	9 月以上 1 2 月未滿	36	36	32	44	24	20
	1 2 月以上	37	37	33	45	25	21
1 1	3 月未滿	37	37	33	45	25	21
	3 月以上 6 月未滿	38	38	34	46	26	22
	6 月以上 9 月未滿	39	39	35	47	27	23
	9 月以上 1 2 月未滿	40	40	36	48	28	24
	1 2 月以上	41	41	37	49	29	25
1 2	3 月未滿	41	41	37	49	29	25
	3 月以上 6 月未滿	42	42	38	50	30	26
	6 月以上 9 月未滿	43	43	39	51	31	27
	9 月以上 1 2 月未滿	44	44	40	52	32	28
	1 2 月以上	45	45	41	53	33	29
1 3	3 月未滿	45	45	41	53	33	29
	3 月以上 6 月未滿	46	46	42	54	34	30
	6 月以上 9 月未滿	47	47	43	55	35	31
	9 月以上 1 2 月未滿	48	48	44	56	36	32
	1 2 月以上	49	49	45	57	37	33
1 4	3 月未滿	49	49	45	57	37	33
	3 月以上 6 月未滿	50	50	46	58	38	34
	6 月以上 9 月未滿	51	51	47	59	39	35
	9 月以上 1 2 月未滿	52	52	48	60	40	36
	1 2 月以上	53	53	49	61	41	37
1 5	3 月未滿	53	53	49	61	41	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	62	42	38
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	63	43	39
	9 月以上 1 2 月未滿	56	56	52	64	44	40
	1 2 月以上	57	57	53	65	45	41
1 6	3 月未滿	57	57	53	65	45	41
	3 月以上 6 月未滿	58	58	54	66	46	42
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55	67	47	43
	9 月以上 1 2 月未滿	60	60	56	68	48	44
	1 2 月以上	61	61	57	69	49	45
1 7	3 月未滿	61	61	57	69	49	45
	3 月以上 6 月未滿	62	62	58	70	50	46
	6 月以上 9 月未滿	63	63	59	71	51	47

	9月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未満	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未満	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未満	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未満	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未満	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未満	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	

	6 月以上 9 月未滿	95	95	80	103	83	
	9 月以上 1 2 月未滿	96	96	80	104	84	
	1 2 月以上	97	97	81	105	85	
2 6	3 月未滿	97	97	81	105	85	
	3 月以上 6 月未滿	98	98	82	106	86	
	6 月以上 9 月未滿	99	99	83	107	87	
	9 月以上 1 2 月未滿	100	100	84	108	88	
	1 2 月以上	101	101	85	109	89	
2 7	3 月未滿	101	101	85	109	89	
	3 月以上 6 月未滿	102	102	85	110	90	
	6 月以上 9 月未滿	103	103	86	111	91	
	9 月以上 1 2 月未滿	104	104	86	112	92	
	1 2 月以上	105	105	87	113	93	
2 8	3 月未滿	105	105	87	113		
	3 月以上 6 月未滿	106	106	87	114		
	6 月以上 9 月未滿	107	107	88	115		
	9 月以上 1 2 月未滿	108	108	88	116		
	1 2 月以上	109	109	89	117		
2 9	3 月未滿	109	109	89	117		
	3 月以上 6 月未滿	110	110	90	118		
	6 月以上 9 月未滿	111	111	91	119		
	9 月以上 1 2 月未滿	112	112	92	120		
	1 2 月以上	113	113	93	121		
3 0	3 月未滿	113	113	93	121		
	3 月以上 6 月未滿	114	114	93	122		
	6 月以上 9 月未滿	115	115	94	123		
	9 月以上 1 2 月未滿	116	116	94	124		
	1 2 月以上	117	117	95	125		
3 1	3 月未滿	117	117	95	125		
	3 月以上 6 月未滿	118	118	95	126		
	6 月以上 9 月未滿	119	119	96	127		
	9 月以上 1 2 月未滿	120	120	96	128		
	1 2 月以上	121	121	97	129		
3 2	3 月未滿	121	121				
	3 月以上 6 月未滿	121	122				
	6 月以上 9 月未滿	121	123				
	9 月以上 1 2 月未滿	121	124				
	1 2 月以上	121	125				
3 3	3 月未滿		125				

	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

ニ 医療職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5

	3月以上6月未滿	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未滿	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未滿	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未滿	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未滿	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未滿	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未滿	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未滿	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37

1 5	3 月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9 月以上 1 2 月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	1 2 月以上	57	57	57	53	49	45	41
1 6	3 月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3 月以上 6 月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6 月以上 9 月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9 月以上 1 2 月未滿	60	60	60	56	52	48	44
	1 2 月以上	61	61	61	57	53	49	45
1 7	3 月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3 月以上 6 月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9 月以上 1 2 月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	1 2 月以上	65	65	65	61	57	53	49
1 8	3 月未滿	65	65	65	61	57	53	49
	3 月以上 6 月未滿	66	66	66	62	58	54	50
	6 月以上 9 月未滿	67	67	67	63	59	55	51
	9 月以上 1 2 月未滿	68	68	68	64	60	56	52
	1 2 月以上	69	69	69	65	61	57	53
1 9	3 月未滿	69	69	69	65	61	57	53
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70	66	62	58	54
	6 月以上 9 月未滿	71	71	71	67	63	59	55
	9 月以上 1 2 月未滿	72	72	72	68	64	60	56
	1 2 月以上	73	73	73	69	65	61	57
2 0	3 月未滿	73	73	73	69	65	61	
	3 月以上 6 月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6 月以上 9 月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9 月以上 1 2 月未滿	76	76	76	72	68	64	
	1 2 月以上	77	77	77	73	69	65	
2 1	3 月未滿	77	77	77	73	69	65	
	3 月以上 6 月未滿	78	78	78	74	70	66	
	6 月以上 9 月未滿	79	79	79	75	71	67	
	9 月以上 1 2 月未滿	80	80	80	76	72	68	
	1 2 月以上	81	81	81	77	73	69	
2 2	3 月未滿	81	81	81	77	73	69	
	3 月以上 6 月未滿	82	82	82	78	74	69	
	6 月以上 9 月未滿	83	83	83	79	75	69	
	9 月以上 1 2 月未滿	84	84	84	80	76	69	

	1 2 月以上	85	85	85	81	77	69	
2 3	3 月未滿	85	85	85	81	77		
	3 月以上 6 月未滿	86	86	86	82	78		
	6 月以上 9 月未滿	87	87	87	83	79		
	9 月以上 1 2 月未滿	88	88	88	84	80		
	1 2 月以上	89	89	89	85	81		
2 4	3 月未滿	89	89	89	85	81		
	3 月以上 6 月未滿	90	90	90	86	82		
	6 月以上 9 月未滿	91	91	91	87	83		
	9 月以上 1 2 月未滿	92	92	92	88	84		
	1 2 月以上	93	93	93	89	85		
2 5	3 月未滿	93	93	93	89			
	3 月以上 6 月未滿	94	94	94	90			
	6 月以上 9 月未滿	95	95	95	91			
	9 月以上 1 2 月未滿	96	96	96	92			
	1 2 月以上	97	97	97	93			
2 6	3 月未滿	97	97	97	93			
	3 月以上 6 月未滿	98	98	98	94			
	6 月以上 9 月未滿	99	99	99	95			
	9 月以上 1 2 月未滿	100	100	100	96			
	1 2 月以上	101	101	101	97			
2 7	3 月未滿	101	101	101	97			
	3 月以上 6 月未滿	102	102	102	98			
	6 月以上 9 月未滿	103	103	103	99			
	9 月以上 1 2 月未滿	104	104	104	100			
	1 2 月以上	105	105	105	101			
2 8	3 月未滿	105	105	105	101			
	3 月以上 6 月未滿	106	106	106	102			
	6 月以上 9 月未滿	107	107	107	103			
	9 月以上 1 2 月未滿	108	108	108	104			
	1 2 月以上	109	109	109	105			
2 9	3 月未滿	109	109	109				
	3 月以上 6 月未滿	110	110	110				
	6 月以上 9 月未滿	111	111	111				
	9 月以上 1 2 月未滿	112	112	112				
	1 2 月以上	113	113	113				
3 0	3 月未滿	113	113	113				
	3 月以上 6 月未滿	114	114	114				
	6 月以上 9 月未滿	115	115	115				

	9月以上12月未満	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				
3 1	3月未満	117	117	117				
	3月以上6月未満	118	118	118				
	6月以上9月未満	119	119	119				
	9月以上12月未満	120	120	120				
	12月以上	121	121	121				
3 2	3月未満	121	121					
	3月以上6月未満	122	122					
	6月以上9月未満	123	123					
	9月以上12月未満	124	124					
	12月以上	125	125					
3 3	3月未満	125	125					
	3月以上6月未満	126	126					
	6月以上9月未満	127	127					
	9月以上12月未満	128	128					
	12月以上	129	129					
3 4	3月未満	129	129					
	3月以上6月未満	130	130					
	6月以上9月未満	131	131					
	9月以上12月未満	132	132					
	12月以上	133	133					
3 5	3月未満	133	133					
	3月以上6月未満	134	134					
	6月以上9月未満	135	135					
	9月以上12月未満	136	136					
	12月以上	137	137					
3 6	3月未満	137	137					
	3月以上6月未満	138	138					
	6月以上9月未満	139	139					
	9月以上12月未満	140	140					
	12月以上	141	141					
3 7	3月未満	141	141					
	3月以上6月未満	142	142					
	6月以上9月未満	143	143					
	9月以上12月未満	144	144					
	12月以上	145	145					
3 8	3月未満	145	145					
	3月以上6月未満	146	146					

	6 月以上 9 月未満	147	147					
	9 月以上 1 2 月未満	148	148					
	1 2 月以上	149	149					
3 9	3 月未満	149						
	3 月以上 6 月未満	150						
	6 月以上 9 月未満	151						
	9 月以上 1 2 月未満	152						
	1 2 月以上	153						
4 0	3 月未満	153						
	3 月以上 6 月未満	154						
	6 月以上 9 月未満	155						
	9 月以上 1 2 月未満	156						
	1 2 月以上	157						
4 1	3 月未満	157						
	3 月以上 6 月未満	158						
	6 月以上 9 月未満	159						
	9 月以上 1 2 月未満	160						
	1 2 月以上	161						

附則別表第 3（附則第 4 項関係）

旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に 2 の職務の掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表

イ 旧級が教育職基本給表の 5 級である職員の新号俸

旧号俸	新級		
	経過期間	5 級	6 級
1	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1	1
	1 2 月以上	1	1
2	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1	1
	1 2 月以上	1	1
3	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1

	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
7	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
8	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
9	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
10	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
11	3月未満	21	1

	3月以上6月未滿	22	1
	6月以上9月未滿	23	1
	9月以上12月未滿	24	1
	12月以上	25	1
1 2	3月未滿	25	1
	3月以上6月未滿	26	1
	6月以上9月未滿	27	1
	9月以上12月未滿	28	1
	12月以上	29	1
1 3	3月未滿	29	1
	3月以上6月未滿	30	1
	6月以上9月未滿	31	1
	9月以上12月未滿	32	1
	12月以上	33	1
1 4	3月未滿	33	1
	3月以上6月未滿	34	1
	6月以上9月未滿	35	1
	9月以上12月未滿	36	1
	12月以上	37	1
1 5	3月未滿	37	1
	3月以上6月未滿	38	1
	6月以上9月未滿	39	1
	9月以上12月未滿	40	1
	12月以上	41	1
1 6	3月未滿	41	1
	3月以上6月未滿	42	1
	6月以上9月未滿	43	1
	9月以上12月未滿	44	1
	12月以上	45	1
1 7	3月未滿	45	1
	3月以上6月未滿	46	1
	6月以上9月未滿	47	1
	9月以上12月未滿	48	1
	12月以上	49	1
1 8	3月未滿	49	1
	3月以上6月未滿	50	1
	6月以上9月未滿	51	1
	9月以上12月未滿	52	1
	12月以上	53	1

1 9	3月未滿	53	1
	3月以上6月未滿	54	1
	6月以上9月未滿	55	1
	9月以上12月未滿	56	1
	12月以上	57	1
2 0	3月未滿	57	1
	3月以上6月未滿	58	2
	6月以上9月未滿	59	3
	9月以上12月未滿	60	4
	12月以上	61	5
2 1	3月未滿	61	5
	3月以上6月未滿	62	6
	6月以上9月未滿	63	7
	9月以上12月未滿	64	8
	12月以上	65	9
2 2	3月未滿	65	9
	3月以上6月未滿	66	9
	6月以上9月未滿	67	10
	9月以上12月未滿	68	10
	12月以上	69	11
2 3	3月未滿	69	11
	3月以上6月未滿	70	11
	6月以上9月未滿	71	12
	9月以上12月未滿	72	12
	12月以上	73	13
外 1	3月未滿	73	
	3月以上6月未滿	74	
	6月以上9月未滿	75	
	9月以上12月未滿	76	
	12月以上	77	
外 2	3月未滿	77	
	3月以上6月未滿	78	
	6月以上9月未滿	79	
	9月以上12月未滿	80	
	12月以上	81	
外 3	3月未滿	81	
	3月以上6月未滿	81	
	6月以上9月未滿	81	
	9月以上12月未滿	81	

	12月以上	81	
--	-------	----	--

ロ 旧級が一般職基本給表（一）の11級である職員の新号俸

旧号俸	新級		9級	10級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
3	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
4	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
5	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
6	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
7	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		2	1
	6月以上9月未満		3	1
	9月以上12月未満		4	1

	1 2月以上	5	1
8	3月未滿	5	1
	3月以上6月未滿	6	1
	6月以上9月未滿	7	1
	9月以上1 2月未滿	8	1
	1 2月以上	9	1
9	3月未滿	9	1
	3月以上6月未滿	10	1
	6月以上9月未滿	11	1
	9月以上1 2月未滿	12	1
	1 2月以上	13	1
1 0	3月未滿	13	1
	3月以上6月未滿	14	1
	6月以上9月未滿	15	1
	9月以上1 2月未滿	16	1
	1 2月以上	17	1
1 1	3月未滿	17	1
	3月以上6月未滿	18	1
	6月以上9月未滿	19	1
	9月以上1 2月未滿	20	1
	1 2月以上	21	1
1 2	3月未滿	21	1
	3月以上6月未滿	22	2
	6月以上9月未滿	23	3
	9月以上1 2月未滿	24	4
	1 2月以上	25	5
1 3	3月未滿	25	5
	3月以上6月未滿	26	6
	6月以上9月未滿	27	7
	9月以上1 2月未滿	28	8
	1 2月以上	29	9
1 4	3月未滿	29	9
	3月以上6月未滿	30	10
	6月以上9月未滿	31	11
	9月以上1 2月未滿	32	12
	1 2月以上	33	13
1 5	3月未滿	33	13
	3月以上6月未滿	34	13
	6月以上9月未滿	35	13

	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

附則別表第4（附則第5項関係）

指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替

旧号俸	新号俸
1から3まで	1
4	2
5	3
6	4
7	5
8	6
9	7
10	8
11	9

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（管理職手当の支給方法変更に伴う経過措置）
- 2 第13条の規定により管理職手当を受ける職員のうち、この規程による改正後の第13条の規定による管理職手当額（以下「改正管理職手当額」という。）が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当額（給与規程附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下「減額対象職員」という。）にあっては、改正管理職手当額に100分の98.5を乗じて得た額）のほか、改正管理職手当額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（減額対象職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とする。）を管理職手当額として支給する。
 - （1）平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - （2）平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - （3）平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - （4）平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 - （1）施行日の前日に適用されていた基本給表と同一の基本給表の適用を受ける職員（以下「同一基本給表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区

分等職員（同日において占めていた国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学管理職手当支給細則（平成16年細則第33号。以下「管理職手当支給細則」という。）第2条に掲げる職責区分（以下「旧区分」という。）と施行日以後も同様の職責区分を占める職員をいう。第3号において同じ。）

次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 平成21年12月1日に次の基本給表の適用を受ける職員で、それぞれの職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの以外の職員（以下「平成21年度減額改定対象職員」という。） 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当額に100分の99.59を乗じて得た額

基本給表	職務の級	号俸
教育職基本給表	1級	1号俸から48号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで
一般職基本給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
医療職基本給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

ロ イに掲げる職員以外の職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当額に100分の99.83を乗じて得た額

(2) 同一基本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分等適用職員（旧区分より低い職責区分を占める職員をいう。第4号において同じ。） 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 平成21年度減額改定対象職員 施行日の前日に当該旧区分より低い区分に相当する管理職手当支給細則第2条に掲げる職責区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額（以下「下位区分仮定額」という。）に100分の99.59を乗じて得た額

ロ イに掲げる職員以外の職員 下記区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額

(3) 同一基本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 平成21年度減額改定対象職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額（以下「降格後相当区分仮定額」という。）に100分の99.59

- を乗じて得た額
- ロ イに掲げる職員以外の職員 降格後相当区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額
- (4) 同一基本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 平成21年度減額改定対象職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する管理職手当支給細則第2条に掲げる職責区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額（以下「降格後下位区分仮定額」という。）に100分の99.59を乗じて得た額
- ロ イに掲げる職員以外の職員 降格後下位区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額
- (5) 施行日以後に基本給表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとして前各号の規定によるものとした場合の額
- (6) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に人事交流等により引き続き基本給表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして本学が認める職員 前各号の規定に準じて本学が定める額
- 4 前2項に規定するもののほか、管理職手当の経過措置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年1月24日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月25日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程の規定は、平成21年6月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第21条第2項及び第3項の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に

定める。

附 則

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第29条の改正規定 平成23年1月1日
 - (2) 附則第2項及び第3項の規定 平成23年4月1日
(平成23年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において、教育職基本給表、一般職基本給表又は医療職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において第10条の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 3 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員の育児休業及び介護休業等に関する規程第13条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額、当該号俸に応じた額に、当該育児短時間勤務の週当たりの勤務時間数を40で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」とする。
(結核性疾患にかかる基本給の半減の経過措置)
- 4 平成23年1月1日前から引き続き結核性疾患による第29条に規定する病気休暇又は就業禁止の措置により勤務しない職員に対する改正後の同条の規定の適用については、「90日」とあるのは「1年」とする。
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、改正後の第19条の規定及び次項の規定は、平成24年4月1日から適用する。

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

- 2 平成24年4月1日において改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年4月1日施行。以下「平成18年改正規程」という。)附則第9項の規定による基本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(同日において、教育職基本給表、一般職基本給表及び医療職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受ける職員並びに指定職基本給表の適用を受ける職員(以下「除外職員」という。)である者を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第10条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあつては、2号俸)上位の号俸とする。
- 3 平成25年4月1日において改正後の平成18年改正規程附則第9項の規定による基本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあつては、2号俸)上位の号俸とする。
- 4 平成26年4月1日において改正後の平成18年改正規程附則第9項の規定による基本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあつては、2号俸)上位の号俸とする。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)

- 平成27年3月31日までの間における国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程第9条第1項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(基本給の切替えに伴う経過措置)

- 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額(給与規程附則第6項の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を基本給として支給する。
- 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、基本給を支給する。
- 切替日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、基本給を支給する。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)

- 切替日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する給与規程第19条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で別に定める額」とする。

(平成30年3月31日までの間における広域異動手当に関する特例)

- 切替日から平成30年3月31日までの間に国又は他の国立大学法人等の職員が引き続き本学の職員となった場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する給与規程第16条の2第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは「100分の10を超えない範囲内で別に定める割合」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（平成27年4月1日に一部改正された国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（以下「平成27年4月改正規程」という。）附則第2項の規定に基づいて支給された基本給を含む。）は、改正後の給与規程の規定による給与（平成27年4月改正規程附則第2項の規定による基本給を含む。）の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行し、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与規程第15条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学給与規程の規定に基づいて支給された給与（平成27年4月1日に一部改正された国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（以下「平成27年4月改正規程」という。）附則第2項の規定に基づいて支給された基本給を含む。）は、改正後の給与規程の規定による給与（平成27年4月改正規程附則第2項の規定による基本給を含む。）の内払とみなす。

(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の給与規程第15条第1項ただし書の規定は適用せず、改正後の給与規程第15条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものにあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当

する扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」とする。

- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の給与規程第15条第1項ただし書の規定は適用せず、改正後の給与規程第15条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの)にあっては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」とする。
- 5 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、改正後の給与規程第15条第1項ただし書の規定は適用せず、改正後の給与規程第15条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「が5級」とあるのは「が5级以上」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年1月17日から施行し、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。ただし、改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程(以下「改正前の給与規程」という。)の平成16年4月1日施行附則第6項から第8項までの規定は、平成30年3月31日まで適用し、附則第3項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与(平成27年4月1日に一部改正された国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程(以下「平成27年4月改正規程」という。)附則第2項から第4項までの規定に基づいて支給された基本給を含む。)は、改正後の給与規程の規定による給与(平成27年4月改正規程附則第2項から第4項までの規定による基本給を含む。)の内払とみなす。

(平成30年4月1日における号俸の調整)

- 3 平成30年4月1日において37歳に満たない職員(同日において、改正後の給与規程別表第1に規定する教育職基本給表、別表第2に規定する一般職基本給表、別表第3に規定する医療職基本給表及び別表第5に規定する専門業務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び同規程別表第4に規定する指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成27年1月1日において国立大学法人奈良先端科学技

術大学院大学給与規程第10条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年1月28日から施行し、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行し、令和元年9月14日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年1月21日から施行し、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与規程第17条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

（給与の内払）

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

- 3 改正後の給与規程第17条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において改正前の給与規程第17条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以降においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（別に定める職員を除く。）に対

しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の給与規程第17条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で改正前の給与規程で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の給与規程第17条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の給与規程第17条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年1月1日から施行し、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年1月1日から施行し、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

別表第1 教育職基本給表（第6条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額
	円	円	円	円	円	円
1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200	535,900
2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500	538,900
3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600	542,000
4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700	545,100
5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600	548,100
6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000	550,500
7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200	553,000
8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500	555,400
9	208,700	249,000	309,200	357,200	427,200	557,700
10	211,100	251,300	311,600	359,800	429,700	559,500
11	213,500	253,600	314,000	362,400	431,900	561,400
12	215,800	255,600	316,400	365,200	434,100	563,300
13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500	565,000
14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700	566,400
15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900	567,700
16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200	568,900
17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300	570,200
18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600	571,000
19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800	571,700
20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100	572,400
21	230,900	277,600	333,100	383,200	453,100	573,200
22	232,700	280,200	335,500	384,700	455,400	
23	234,500	282,700	337,600	385,900	457,800	
24	236,100	285,100	339,800	387,100	460,100	
25	237,900	287,500	341,600	388,200	462,100	
26	240,000	290,000	343,500	389,900	464,200	
27	242,000	292,400	345,600	391,600	466,300	
28	244,000	294,900	347,700	393,300	468,400	
29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400	
30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700	
31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900	
32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800	

33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700	
34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800	
35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000	
36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000	
37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100	
38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100	
39	261,500	318,300	366,700	409,800	491,000	
40	262,900	319,700	368,400	411,000	492,900	
41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900	
42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800	
43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500	
44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400	
45	270,200	322,900	376,600	417,900	502,300	
46	271,700	323,400	378,300	419,400	504,100	
47	273,300	324,200	379,800	420,800	505,900	
48	274,600	325,000	381,300	422,300	507,700	
49	275,700	325,600	382,800	423,600	509,400	
50	276,200	326,300	384,400	424,800	511,100	
51	276,600	327,000	385,900	426,100	512,900	
52	277,200	327,700	387,500	427,300	514,800	
53	277,600	328,700	388,600	428,000	516,300	
54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900	
55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600	
56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200	
57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800	
58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100	
59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400	
60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600	
61	282,200	333,500	399,600	434,800	527,800	
62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800	
63	283,900	335,300	402,400	436,700	529,800	
64	284,700	336,100	403,800	437,600	530,800	
65	285,400	336,800	404,800	438,500	531,400	
66	286,000	337,800	405,900	439,400	532,300	
67	286,800	338,500	406,900	440,400	533,200	
68	287,500	339,500	408,000	441,300	534,100	
69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000	
70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800	

71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500	
72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000	
73	290,700	343,100	411,900	446,200	537,700	
74	291,600	344,100	412,800	447,100	538,200	
75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000	
76	293,300	346,100	414,300	449,000	539,600	
77	293,800	347,100	414,900	449,800	540,100	
78	294,700	348,000	415,400	450,300	540,700	
79	295,600	348,900	415,800	451,000	541,300	
80	296,400	349,800	416,200	451,600	541,900	
81	297,200	350,700	416,500	452,400	542,500	
82	298,100	351,600	416,900	453,100		
83	298,900	352,500	417,200	453,400		
84	299,700	353,400	417,600	454,000		
85	300,200	354,000	417,900	454,400		
86	301,000	354,600	418,300	454,800		
87	301,800	355,200	418,700	455,200		
88	302,600	355,800	419,100	455,500		
89	303,200	356,300	419,400	455,800		
90	303,800	356,700	419,800	456,200		
91	304,400	357,100	420,200	456,600		
92	305,000	357,500	420,500	456,900		
93	305,600	357,900	420,800	457,200		
94	306,200	358,300	421,200	457,600		
95	306,800	358,800	421,500	457,900		
96	307,400	359,200	421,800	458,200		
97	307,900	359,800	422,100	458,500		
98	308,500	360,300	422,500	458,900		
99	309,100	360,700	422,800	459,200		
100	309,700	361,200	423,100	459,500		
101	310,000	361,600	423,400	459,800		
102	310,300	362,100	423,800			
103	310,600	362,400	424,100			
104	310,900	362,800	424,400			
105	311,200	363,300	424,700			
106	311,500	363,700	425,000			
107	311,800	364,200	425,300			
108	312,000	364,700	425,600			

109	312,400	365,100	425,900			
110	312,700	365,600	426,200			
111	313,100	366,100	426,500			
112	313,500	366,500	426,800			
113	313,800	366,900	427,100			
114	314,200	367,300	427,400			
115	314,500	367,800	427,700			
116	314,800	368,200	428,000			
117	315,000	368,600	428,200			
118	315,300	369,000				
119	315,700	369,500				
120	316,100	369,900				
121	316,300	370,200				
122	316,600	370,600				
123	317,000	371,100				
124	317,400	371,400				
125	317,600	371,800				
126	317,800	372,300				
127	318,100	372,800				
128	318,500	373,200				
129	318,700	373,600				
130	319,000	374,100				
131	319,400	374,600				
132	319,600	375,100				
133	319,800	375,600				
134	320,100	376,100				
135	320,500	376,600				
136	320,700	377,100				
137	320,900	377,600				
138	321,100	378,100				
139	321,300	378,600				
140	321,600	379,100				
141	322,000	379,600				
142	322,300					
143	322,600					
144	322,900					
145	323,300					
146	323,600					

147	323,800					
148	324,100					
149	324,500					
150	324,800					
151	325,100					
152	325,300					
153	325,600					
154	325,900					
155	326,200					
156	326,500					
157	326,700					

備考：この表は、教員及び教務職員に適用する。

別表第2 一般職基本給表（第6条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000

21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			

60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
94		295,900	343,600							
95		296,200	344,100							
96		296,600	344,500							
97		296,800	344,700							
98		297,100	345,100							

99		297,500	345,500							
100		297,900	345,800							
101		298,100	346,100							
102		298,400	346,500							
103		298,800	346,900							
104		299,100	347,300							
105		299,300	347,800							
106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							
112		301,600	350,500							
113		301,800	351,000							
114		302,000								
115		302,300								
116		302,700								
117		302,900								
118		303,100								
119		303,400								
120		303,700								
121		304,100								
122		304,300								
123		304,600								
124		304,900								
125		305,200								

備考：この表は、事務職員及び技術職員に適用する。

別表第3 医療職基本給表（第6条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000

5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600

43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		

81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
94	283,800	316,500	349,400	367,500			
95	284,700	317,200	350,100	367,900			
96	285,600	317,800	350,700	368,200			
97	286,200	318,300	351,100	368,800			
98	286,800	318,600	351,500	369,300			
99	287,400	319,200	352,000	369,800			
100	288,300	319,800	352,400	370,300			
101	289,100	320,200	352,900	370,900			
102	289,900	320,800	353,300	371,400			
103	290,700	321,400	353,800	371,900			
104	291,500	321,900	354,200	372,300			
105	292,100	322,300	354,500	372,900			
106	292,600	322,800	355,000	373,400			
107	293,100	323,300	355,400	373,900			
108	293,500	323,800	355,700	374,400			
109	293,700	324,200	356,200	375,000			
110	294,000	324,600	356,700	375,400			
111	294,200	324,900	357,200	375,900			
112	294,500	325,200	357,700	376,400			
113	294,800	325,500	358,200	377,000			
114	295,000	325,900	358,700				
115	295,300	326,300	359,200				
116	295,500	326,600	359,600				
117	295,800	326,800	360,000				
118	296,100	327,100	360,400				

119	296,400	327,500	360,900				
120	296,700	327,700	361,400				
121	297,000	327,900	361,800				
122	297,400	328,200	362,300				
123	297,700	328,500	362,800				
124	298,100	328,800	363,300				
125	298,300	329,000	363,600				
126	298,500	329,300					
127	298,800	329,700					
128	299,200	329,900					
129	299,400	330,100					
130	299,700	330,300					
131	300,100	330,700					
132	300,500	330,900					
133	300,700	331,200					
134	301,000	331,600					
135	301,400	332,000					
136	301,700	332,400					
137	301,900	332,700					
138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					
141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					
146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						

157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						

備考：この表は、看護職員に適用する。

別表第4 指定職基本給表（第6条関係）

号俸	基本給月額
1	636,000円
2	708,000円
3	763,000円
4	820,000円
5	898,000円
6	968,000円
7	1,038,000円
8	1,110,000円
9	1,178,000円

備考：この表は、本学が指定する職員に適用する。

別表第5 専門業務職基本給表（第6条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	240,900	271,600	295,400	323,100
2	242,400	273,200	297,500	325,300
3	243,800	274,700	299,500	327,500
4	245,200	276,300	301,400	329,500

5	246,400	277,800	303,200	331,500
6	248,000	279,500	305,000	333,500
7	249,500	281,300	306,600	335,400
8	250,900	283,100	308,200	337,300
9	252,000	284,800	309,800	339,200
10	253,400	286,700	312,000	341,200
11	254,900	288,500	314,200	343,200
12	256,200	290,300	316,200	345,200
13	257,500	292,100	318,200	347,000
14	258,700	293,700	320,200	349,000
15	259,900	295,100	322,100	350,900
16	261,100	296,500	324,000	352,800
17	262,300	298,000	325,900	354,500
18	263,600	300,000	327,900	356,500
19	264,900	302,000	329,800	358,300
20	266,200	303,800	331,700	360,200
21	267,600	305,500	333,400	362,100
22	269,100	307,400	335,400	364,000
23	270,700	309,300	337,400	365,900
24	272,200	311,100	339,300	367,800
25	273,800	312,800	340,700	369,700
26	275,500	314,800	342,600	371,600
27	277,100	316,800	344,500	373,500
28	278,700	318,700	346,400	375,400
29	280,300	320,400	348,000	376,900
30	281,800	322,400	349,900	378,700
31	283,300	324,400	351,700	380,500
32	284,800	326,400	353,500	382,100
33	285,900	327,600	355,300	383,800
34	287,500	329,600	357,100	385,200
35	289,000	331,500	358,800	386,600
36	290,500	333,500	360,500	388,000
37	291,900	335,400	361,900	389,400
38	293,500	337,300	363,200	390,600
39	295,100	339,200	364,500	391,800
40	296,700	341,100	365,900	392,800
41	298,200	342,900	367,000	393,900
42	299,800	344,800	367,900	395,100
43	301,300	346,600	368,900	396,200

44	302,800	348,400	370,000	397,300
45	304,400	349,900	370,800	398,000
46	306,000	351,300	371,700	398,700
47	307,600	352,700	372,600	399,400
48	309,100	354,200	373,400	400,100
49	310,000	355,700	374,200	400,700
50	311,500	356,500	375,000	401,300
51	313,000	357,500	375,800	401,800
52	314,600	358,500	376,500	402,200
53	316,200	359,400	377,200	402,600
54	317,800	360,500	377,900	402,900
55	319,300	361,400	378,600	403,200
56	320,800	362,400	379,300	403,500
57	322,200	363,300	379,800	403,800
58	323,400	364,000	380,400	404,100
59	324,500	364,700	381,000	404,400
60	325,600	365,300	381,700	404,700
61	326,300	365,700	382,100	405,000
62	327,200	366,300	382,800	405,300
63	328,000	367,000	383,400	405,600
64	328,800	367,700	384,000	405,900
65	329,600	368,000	384,400	406,200
66	330,000	368,700	385,000	406,500
67	330,600	369,400	385,600	406,800
68	331,300	370,000	386,200	407,100
69	332,100	370,300	386,600	407,300
70	332,800	370,900	387,100	407,600
71	333,500	371,600	387,600	407,900
72	334,100	372,200	388,200	408,100
73	334,600	372,500	388,500	408,300
74	335,200	373,100	388,900	408,600
75	335,700	373,800	389,300	408,900
76	336,300	374,400	389,700	409,100
77	336,600	374,800	390,000	409,300
78	337,100	375,300	390,300	409,600
79	337,500	375,900	390,600	409,900
80	337,900	376,400	390,800	410,100
81	338,300	376,900	391,000	410,300
82	338,800	377,500	391,300	410,600

83	339,300	378,000	391,600	410,900
84	339,800	378,300	391,800	411,100
85	340,100	378,700	392,000	411,300
86	340,500	379,200	392,300	
87	341,000	379,600	392,600	
88	341,400	380,000	392,800	
89	341,700	380,400	393,000	
90	342,100	380,900	393,300	
91	342,600	381,300	393,600	
92	343,000	381,700	393,800	
93	343,200	382,000	394,000	
94	343,600			
95	344,100			
96	344,500			
97	344,700			
98	345,100			
99	345,500			
100	345,800			
101	346,100			
102	346,500			
103	346,900			
104	347,300			
105	347,800			
106	348,200			
107	348,600			
108	349,000			
109	349,500			
110	349,900			
111	350,200			
112	350,500			
113	351,000			

備考：この表は、エデュケーション・アドミニストレーター及び
リサーチ・アドミニストレーターに適用する。

別表第6 調整基本額（第12条関係）

教育職基本給表

職務の級	号俸	調整基本額
2級	1号俸	10,489円
	2号俸以上	10,500円

3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円
6級	16,300円

別表第7 管理職手当（第13条関係）

（1）教育職基本給表

職務の級	職責区分	管理職手当額
5級	I種	142,600円
	II種	106,900円
	III種	93,500円
	IV種	80,200円
	V種	66,800円

（2）一般職基本給表

職務の級	職責区分	管理職手当額
10級	I種	139,300円
9級	I種	130,300円
	II種	104,200円
8級	I種	117,100円
	II種	94,000円
	III種	82,200円
7級	II種	88,500円
	III種	77,400円
	IV種	66,400円
6級	III種	72,700円
	IV種	62,300円
	V種	51,900円
5級	IV種	59,500円
	V種	49,600円
4級	IV種	55,500円
	V種	46,300円

（3）専門業務職基本給表

職務の級	職責区分	管理職手当額
4級	V種	51,900円
3級	V種	49,600円

別表第8 初任給調整手当（第14条関係）

期間の区分	初任給調整手当額
1 年未満	51,100 円
1 年以上 2 年未満	51,100 円
2 年以上 3 年未満	51,100 円
3 年以上 4 年未満	51,100 円
4 年以上 5 年未満	51,100 円
5 年以上 6 年未満	51,100 円
6 年以上 7 年未満	49,300 円
7 年以上 8 年未満	47,500 円
8 年以上 9 年未満	45,700 円
9 年以上 10 年未満	43,900 円
10 年以上 11 年未満	42,100 円
11 年以上 12 年未満	40,300 円
12 年以上 13 年未満	38,500 円
13 年以上 14 年未満	36,700 円
14 年以上 15 年未満	35,300 円
15 年以上 16 年未満	33,900 円
16 年以上 17 年未満	32,500 円
17 年以上 18 年未満	31,100 円
18 年以上 19 年未満	29,700 円
19 年以上 20 年未満	28,300 円
20 年以上 21 年未満	26,900 円
21 年以上 22 年未満	26,300 円
22 年以上 23 年未満	25,700 円
23 年以上 24 年未満	24,700 円
24 年以上 25 年未満	24,100 円
25 年以上 26 年未満	23,500 円
26 年以上 27 年未満	22,900 円
27 年以上 28 年未満	22,300 円
28 年以上 29 年未満	21,500 円
29 年以上 30 年未満	21,200 円
30 年以上 31 年未満	20,800 円
31 年以上 32 年未満	20,200 円
32 年以上 33 年未満	19,300 円
33 年以上 34 年未満	18,400 円
34 年以上 35 年未満	17,700 円

別表第9 管理職員特別勤務手当（第22条の3関係）

職責区分	第22条の3 第1項に掲げる勤務をした 時間が6時間 以内の場合	第22条の3 第1項に掲げる勤務をした 時間が6時間 を超える場合	第22条の3 第2項に掲げる勤務をした 場合
I種	12,000円	18,000円	6,000円
II種	10,000円	15,000円	5,000円
III種	8,500円	12,750円	4,300円
IV種	7,000円	10,500円	3,500円
V種	6,000円	9,000円	3,000円